

●財務諸表

1. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。ただし、前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。また、「会社法」（平成17年法律第86号）に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。
2. 当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前事業年度との対比は行っておりません。
3. 前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	期 別	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
現金預け金		32,322	5.81 %	29,523	5.20 %
現金		9,555		9,677	
預け金※7		22,766		19,845	
買入金銭債権		80	0.01	76	0.01
商品有価証券		335	0.06	234	0.04
商品国債		327		216	
商品地方債		7		18	
有価証券※7,12		110,892	19.93	125,649	22.12
国債		30,407		38,857	
地方債		9,844		9,654	
社債		23,890		33,356	
株式※1		17,291		16,724	
その他の証券		29,459		27,056	
貸出金※2,3,4,5,8,16		395,332	71.05	397,534	69.98
割引手形※6		16,474		19,541	
手形貸付		63,468		59,741	
証書貸付		269,942		272,024	
当座貸越		45,447		46,227	
外国為替		558	0.10	199	0.03
外国他店預け		558		199	
その他資産		3,757	0.68	1,455	0.26
前払費用		27		28	
未収収益		476		657	
金融派生商品		—		0	
その他の資産※7		3,253		769	
動産不動産※9,10,11		9,441	1.70	—	—
土地建物動産		9,329		—	
保証金権利金		111		—	
有形固定資産※9,10,11		—	—	9,298	1.64
建物		—		1,906	
土地		—		6,805	
その他の有形固定資産		—		586	
無形固定資産		—	—	754	0.13
ソフトウェア		—		106	
その他の無形固定資産		—		648	
繰延税金資産		1,196	0.21	2,527	0.44
支払承諾見返※12		9,679	1.74	8,888	1.56
貸倒引当金		△7,157	△1.29	△8,039	△1.41
投資損失引当金		—	—	△4	△0.00
資産の部合計		556,439	100.00	568,098	100.00

(負債及び資本の部)

(単位：百万円)

科目	期別	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額	構成比	金額	構成比
(負債の部)			%		%
預 金 ※7		505,495	90.84	516,525	90.92
当座預金		17,613		22,381	
普通預金		209,845		217,429	
貯蓄預金		7,755		7,322	
通知預金		853		794	
定期預金		260,675		265,458	
定期積金		4,156		907	
その他の預金		4,593		2,231	
譲渡性預金		2,990	0.54	3,491	0.61
外国為替 売渡外国為替		0 0	0.00	— —	—
その他負債		1,498	0.27	2,188	0.39
未決済為替借		0		0	
未払法人税等		387		1,052	
未払費用		221		439	
前受収益		492		356	
従業員預り金		141		136	
給付補てん備金		0		0	
金融派生商品		—		0	
その他の負債		254		201	
退職給付引当金		1,753	0.31	1,668	0.29
役員退職慰労引当金		—	—	457	0.08
再評価に係る繰延税金負債 ※9		1,813	0.33	1,813	0.32
支払承諾 ※12		9,679	1.74	8,888	1.57
負債の部合計		523,231	94.03	535,034	94.18
(資本の部)					
資本金 ※13		8,000	1.44	—	—
資本剰余金		5,759	1.03	—	—
資本準備金		5,759		—	
利益剰余金 ※14		12,999	2.34	—	—
利益準備金		2,724		—	
任意積立金		8,800		—	
別途積立金		8,800		—	
当期末処分利益		1,474		—	
土地再評価差額金 ※9		2,201	0.39	—	—
其他有価証券評価差額金 ※14		4,333	0.78	—	—
自己株式 ※15		△86	△0.01	—	—
資本の部合計		33,207	5.97	—	—
負債及び資本の部合計		556,439	100.00	—	—

(純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	期 別	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
(純資産の部)			%		%
資 本 金		—	—	8,000	1.41
資 本 剰 余 金		—	—	5,759	1.01
資本準備金 ※17		—		5,759	
利 益 剰 余 金		—	—	13,383	2.36
利益準備金 ※17		—		2,724	
その他利益剰余金		—		10,659	
別途積立金		—		9,500	
繰越利益剰余金		—		1,159	
自 己 株 式		—	—	△99	△0.02
株 主 資 本 合 計		—	—	27,043	4.76
₁ 他有価証券評価差額金		—	—	3,819	0.67
₂ 土地再評価差額金 ※9		—	—	2,201	0.39
₃ 評価・換算差額等合計		—	—	6,021	1.06
純 資 産 の 部 合 計		—	—	33,064	5.82
負債及び純資産の部合計		—	—	568,098	100.00

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別		前事業年度 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)		当事業年度 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	12,923	100.00 %	13,612	100.00 %		
資金運用収益	10,086		10,753			
貸出金利息	8,912		9,164			
有価証券利息配当金	1,157		1,511			
コールローン利息	1		53			
預け金利息	13		20			
その他の受入利息	1		2			
役務取引等収益	1,945		1,887			
受入為替手数料	866		860			
その他の役務収益	1,078		1,027			
その他業務収益	50		48			
外国為替売買益	17		12			
商品有価証券売買益	—		1			
国債等債券売却益	26		34			
国債等債券償還益	6		—			
その他経常収益	840		922			
株式等売却益	627		798			
その他の経常収益	213		123			
経 常 費 用	11,300	87.44	12,060	88.60		
資金調達費用	164		487			
預金利息	161		481			
譲渡性預金利息	2		5			
コールマネー利息	—		0			
その他の支払利息	0		0			
役務取引等費用	772		766			
支払為替手数料	165		166			
その他の役務費用	607		599			
その他業務費用	58		84			
商品有価証券売買損	5		—			
国債等債券売却損	52		84			
国債等債券償還損	0		—			
営業経費	8,038		8,202			
その他経常費用	2,266		2,519			
貸倒引当金繰入額	2,154		1,945			
貸出金償却	31		47			
株式等売却損	4		37			
株式等償却	11		196			
投資損失引当金繰入額	—		4			
その他の経常費用	64		288			
経 常 利 益	1,623	12.56	1,551	11.40		
特 別 利 益	1	0.00	0	0.00		
動産不動産処分益	0		—			
固定資産処分益	—		0			
償却債権取立益	0		0			
特 別 損 失	105	0.81	414	3.04		
動産不動産処分損	22		—			
固定資産処分損	—		14			
減損損失 ※1	83		1			
その他の特別損失 ※2	—		399			
税引前当期純利益	1,519	11.75	1,138	8.36		
法人税、住民税及び事業税	880	6.81	1,425	10.47		
法人税等調整額	△286	△2.22	△982	△7.22		
当期純利益	925	7.16	695	5.11		
前期繰越利益	620		—			
土地再評価差額金取崩額	84		—			
自己株式処分差損	0		—			
中間配当額	155		—			
当期末処分利益	1,474		—			

利益処分計算書

(単位：百万円)

科目	期別	前事業年度 株主総会承認日(平成18年6月29日)	
		当 期 未 処 分 利 益	1,474
利 益 処 分 額 金		855	
配 当		155	
		(1株につき2円50銭)	
任 意 積 立 金		700	
別 途 積 立 金		700	
次 期 繰 越 利 益		619	

株主資本等変動計算書 当事業年度(平成18年4月1日~平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己 株式	株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益 剰余金 合計	資本 剰余金 合計		
		資本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金					
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金					
平成18年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	8,800	1,474	12,999	△86	26,672	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当(注)						△155	△155		△155	
剰余金の配当						△155	△155		△155	
別途積立金					700	△700	—		—	
当期純利益						695	695		695	
自己株式の取得								△15	△15	
自己株式の処分						△0	△0	1	1	
土地再評価差額金の取崩						0	0		0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					700	△315	384	△13	371	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	700	△315	384	△13	371	
平成19年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	9,500	1,159	13,383	△99	27,043	

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	4,333	2,201	6,535	33,207
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				△155
剰余金の配当				△155
別途積立金				—
当期純利益				695
自己株式の取得				△15
自己株式の処分				1
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△514	△0	△514	△514
事業年度中の変動額合計	△514	△0	△514	△143
平成19年3月31日残高	3,819	2,201	6,021	33,064

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

区 分	前事業年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,004百万円です。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理することとしております。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理することとしております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,542百万円です。 (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理することとしております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）及び監査役退職慰労金支給基準（内規）に基づく期末要支給見込額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

前事業年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は83百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(役員退職慰労引当金) 役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、当事業年度から役員退職慰労金規程（内規）及び監査役退職慰労金支給基準（内規）に基づく期末要支給見込額を、役員退職慰労引当金として計上することに変更いたしました。</p> <p>この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号」という。）の公表を契機に、役員退職慰労金の将来の支給時における一時的な費用負担を回避し、役員の内任期間にわたり合理的に費用を期間配分することにより、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものであります。</p> <p>この変更により、当事業年度発生額58百万円は営業経費に計上し、過年度発生額399百万円については特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、従来の方と較べて、経常利益は58百万円、税引前当期純利益は457百万円それぞれ減少しております。</p> <p>上記の変更につきましては、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月13日に公表され、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るために、これを下半期より適用しております。このため、当中間会計期間は従来の方によっており、当事業年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従いまして、当中間会計期間は変更後の方によった場合と比較して、経常利益は28百万円、税引前中間純利益は425百万円それぞれ多く計上されております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は33,064百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

前事業年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)
	<p>「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分して表示しております。</p> <p>② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>なお、当事業年度末における従来の「動産不動産」に相当する金額は、9,383百万円であります。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。</p>

注記事項(貸借対照表関係)

前事業年度(平成18年3月31日)	当事業年度(平成19年3月31日)
<p>※1. 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 13百万円</p>
<p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は839百万円、延滞債権額は13,270百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「重要な会計方針」の「6. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は1,118百万円、延滞債権額は886百万円減少しております。</p>	<p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は879百万円、延滞債権額は15,434百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,182百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,153百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,292百万円であります。 なお、上記※2.から※5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,467百万円であります。 なお、上記※2.から※5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,474百万円であります。</p>	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,541百万円であります。</p>
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 1百万円 有価証券 4,826百万円 その他の資産 8百万円 担保資産に対応する債務 預 金 2,562百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券12,491百万円及びその他の資産3百万円を差し入れております。</p>	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 1百万円 有価証券 4,845百万円 その他の資産 9百万円 担保資産に対応する債務 預 金 604百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券22,755百万円及びその他の資産3百万円を差し入れております。 なお、その他の資産のうち保証金は76百万円であります。</p>
<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,343百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が31,681百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,001百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が39,914百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当</p>

前事業年度（平成18年3月31日）	当事業年度（平成19年3月31日）
<p>該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,922百万円</p>	<p>該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,009百万円</p>
<p>※10. 動産不動産の減価償却累計額 5,718百万円</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,849百万円</p>
<p>※11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※13. 会社が発行する株式の総数 普通株式 120,000千株 発行済株式総数 普通株式 62,490千株</p>	<p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は350百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ250百万円減少しております。</p>
<p>※14. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことでより増加した純資産額は、4,332百万円であります。</p>	
<p>※15. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 174千株</p>	
	<p>※16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 0百万円</p>
	<p>※17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p>

（損益計算書関係）

前事業年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)								
<p>※1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>福岡県</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産3か所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>83百万円</td> </tr> </table> <p>営業店舗については、キャッシュ・イン・フローが同一地域において相互補完的であることから、営業政策上の各ブロックを資産のグルーピング単位とし、遊休資産や売却予定資産等については、各資産を他の資産又は資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。本部、事務センターや社宅等については、全社的な将来キャッシュ・フローの生成に寄与することから、共用資産としております。</p> <p>平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の遊休資産については再評価後の地価の下落により含み損を有しております。これらの遊休資産は、キャッシュ・フローを生み出さないことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産3か所	種類	土地	減損損失	83百万円	
地域	福岡県								
主な用途	遊休資産3か所								
種類	土地								
減損損失	83百万円								

前事業年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)
<p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>※2. その他の特別損失は、役員退職慰労引当金の過年度発生額399百万円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	174	34	4	204	注
合計	174	34	4	204	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加34千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少4千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前事業年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,422百万円</p> <p>その他 341百万円</p> <p>合計 1,763百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 789百万円</p> <p>その他 95百万円</p> <p>合計 884百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 ー百万円</p> <p>その他 ー百万円</p> <p>合計 ー百万円</p> <p>期末残高相当額</p> <p>動産 632百万円</p> <p>その他 246百万円</p> <p>合計 879百万円</p> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年以内 357百万円</p> <p>1年超 570百万円</p> <p>合計 927百万円</p> <p>3. リース資産減損勘定の期末残高 ー百万円</p> <p>4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 408百万円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円</p> <p>減価償却費相当額 355百万円</p> <p>支払利息相当額 52百万円</p> <p>減損損失 ー百万円</p> <p>5. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>6. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,342百万円</p> <p>その他 352百万円</p> <p>合計 1,695百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 892百万円</p> <p>その他 165百万円</p> <p>合計 1,057百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 ー百万円</p> <p>その他 ー百万円</p> <p>合計 ー百万円</p> <p>期末残高相当額</p> <p>動産 449百万円</p> <p>その他 187百万円</p> <p>合計 637百万円</p> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年以内 344百万円</p> <p>1年超 333百万円</p> <p>合計 678百万円</p> <p>3. リース資産減損勘定の期末残高 ー百万円</p> <p>4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 406百万円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円</p> <p>減価償却費相当額 357百万円</p> <p>支払利息相当額 41百万円</p> <p>減損損失 ー百万円</p> <p>5. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>6. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成18年3月31日現在)	当事業年度(平成19年3月31日現在)
該当ありません。	同左

(税効果会計関係)

前事業年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 2,962百万円</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 708百万円</p> <p>有価証券償却否認額 186百万円</p> <p>減価償却費損金算入限度超過額 119百万円</p> <p>その他の 201百万円</p> <p>繰延税金資産小計 4,178百万円</p> <p>評価性引当額 △ 44百万円</p> <p>繰延税金資産合計 4,134百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 △2,937百万円</p> <p>繰延税金負債合計 △2,937百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 1,196百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 3,636百万円</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 673百万円</p> <p>減価償却費損金算入限度超過額 247百万円</p> <p>有価証券償却否認額 203百万円</p> <p>役員退職慰労引当金 184百万円</p> <p>その他の 216百万円</p> <p>繰延税金資産小計 5,163百万円</p> <p>評価性引当額 △ 46百万円</p> <p>繰延税金資産合計 5,116百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 △2,589百万円</p> <p>繰延税金負債合計 △2,589百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 2,527百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>

(1株当たり情報)

(単位：円)

	前事業年度 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	532.89	530.85
1株当たり当期純利益	14.84	11.16

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度末 (平成18年3月31日)	当事業年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	— 百万円	33,064 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	— 百万円	— 百万円
普通株式に係る期末の純資産額	— 百万円	33,064 百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	— 千株	62,285 千株

なお、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用しておりますが、同適用指針を適用したことに伴う影響はありません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)
当期純利益	925 百万円	695 百万円
普通株主に帰属しない金額	— 百万円	— 百万円
普通株式に係る当期純利益	925 百万円	695 百万円
普通株式の期中平均株式数	62,333 千株	62,303 千株

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)	当事業年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)
	<p>当行の投資先である株式会社九州親和ホールディングス(以下、九州親和HDという。)は、平成19年5月24日、取締役会において株主の承認及び関係当局の認可を前提として、子会社である株式会社親和銀行(以下、親和銀行という。)を、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(以下、ふくおかFGという。)の完全子会社とする経営統合を実施し、親和銀行の経営再建等を実施することを約した経営支援に係る基本合意書を締結することを決議しております。</p> <p>基本合意の内容では、九州親和HDは保有する親和銀行等の全株式をふくおかFGに譲渡、株式の譲渡価格は親和銀行の資産状況等の観点から決定されることとなっております。また、九州親和HDは、株主の承認を前提に、親和銀行がふくおかFGの完全子会社となった後、清算手続きを開始することとなります。</p> <p>これに伴い、保有する九州親和HDの株式1,459千株(取得原価299百万円)について、残余財産に基づき分配を受取ることとなりますが、分配金が取得原価を大幅に下回り、翌事業年度に多額の損失が発生する可能性があります。</p>
	<p>当行の貸出先である医療法人健・美・食は、平成19年5月24日、福岡地方裁判所に破産手続開始の申立をいたしました。同日現在の同社及びその代表者に対する債権総額は、172百万円であります。</p> <p>なお、これに伴う翌事業年度の追加引当額は、現在のところ最大で100百万円程度と見込まれます。</p>